

**福 祉**

**ご存知ですか  
医療費の助成制度**

町では、次の医療費の助成を行っています。  
該当する方は、お問い合わせください。

対象制度	対象者	手続きに必要な物	助成内容
a 重度心身障がい者 医療費助成	身体障害者手帳1・2級の方と3級（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい、または人免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがある）の方。 療育手帳「A」判定の方。精神科医から「重度知的障がい者」と診断された方。	◇健康保険証と印鑑 ◇身体障害者手帳または、療育手帳	◎3歳未満児や住民税非課税世帯の方は、医療費の自己負担分を助成。ただし、初診時一部負担金の医科580円・歯科510円、柔道整復270円（乳幼児医療は除く）は自己負担になります。 ◎上記以外の方は、1割自己負担。（月額上限以内） 月額上限 入院 40,200円 通院 12,000円
b ひとり親家庭等 医療費助成	父（母）がいない（行方不明等も含む）または父（母）が重度心身障がい者などの家庭の母（父）と20歳未満の子。 両親のいない子。 対象者は20歳未満の子と母（父）（18歳以上の子は在学証明書など、扶養されている旨の証明が必要）子は入院と通院、母（父）は入院のみが助成対象。	◇健康保険証と印鑑 ◇児童扶養手当証書または、戸籍謄本	
c 乳幼児医療費助成	入院・通院ともに小学校就学前までの児童が対象。（平成13年4月1日以降に生まれた児童の保護者には所得制限があります。）	子どもの名前が記載された健康保険証と印鑑	

上記の制度には所得による制限あり。（bは母（父）および、児童が受ける「養育費」の8割も所得金額に加算。）平成18年1月1日時点で当別町に住民登録のない方は、「平成18年度所得・課税証明書」も手続きに必要。受給者証をお持ちの方で、次の場合は必ず届け出をしてください。  
健康保険証が変更になったとき 他市町村に転出するとき 転居したとき

**▼申請・問合せ**

- a・b．福祉課福祉係（「ゆとろ」内・☎23-3019）
- c．乳幼児医療費助成制度 子育て推進課子ども係（「ゆとろ」内・☎23-3024）

**困ったときの納税Q&A**



**Q** 税の口座振替を始めたいのですが、どのような手続きが必要なのですか？

**A** 手続きは、納付書、預金口座振替依頼書（郵便局は自動払込利用申込書）預金通帳に届けてある印鑑を持参のうえ金融機関の窓口に出すだけで結構です。  
預金口座振替依頼書は、各金融機関・郵便局に備えられています。

- ▼夜間納税相談 毎月第2・第4木曜日19時30分まで
- ▼問合せ 納税課納税係（☎23-2341）

**児童手当の手続きはお早めに**

今年4月から、児童手当の支給対象年齢が小学校6年生まで拡大されました。  
今回の制度改正で新たに対象となった小学校5・6年生のお子さんに対する児童手当を以下のとおり支給致します。まだ手続きがお済みでない方はお早めに申請書を提出してください。

申請書の提出日	支払日	支払内訳
4月1日～7月15日	8月7日（月）	4～5月分
7月16日～9月15日	10月6日（金）	4～9月分
9月16日～9月30日	11月7日（火）	4～9月分

なお、既に申請をしている方は、新たに申請書を提出する必要はありません。  
❖問合せ 子育て推進課子ども係（☎23-3024）

# 介護保険

## 65歳以上の方へ

65歳以上の方が納める介護保険料は平成18年度より6段階となりました。

納付方法は特別徴収と普通徴収があります。

(自分では選べません。)

段階	対象者	保険料年額
1	老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が町民税非課税の方、または生活保護を受けている方。	23,400円
2	本人および世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方。	23,400円
3	本人および世帯全員が町民税非課税で、(2)以外の方。	35,100円
4	本人が町民税非課税の方。 (本人以外の世帯員に町民税課税者がいる場合)	46,800円
5	本人が町民税課税で合計所得金額が200万円未満の方。	58,500円
6	本人が町民税課税で合計所得金額が200万円以上の方。	70,200円

## ◆特別徴収 (年金から天引き)

特別徴収の保険料は7月に決定されるため、右表のとおり4・6・8月の「仮徴収」と10・12・2月までの「本徴収」に区別され、年金から天引きされます。

※19年度も同様に19年2月分と同額を4月・6月・8月で納付していただきます。

18年度仮徴収			18年度本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	19年2月
前年度2月と同額をそれぞれ納付			[(保険料年額-仮徴収額) ÷ 3] をそれぞれ納付		

## ◆普通徴収 (納付書又は口座振替による納付)

通知書と共に納付書(口座振替の方は通知書のみ)を送付します。7~3月までの9期で、納付してください。

普通徴収の納付は口座振替が便利です。  
金融機関か郵便局へお申し込みください  
(預貯金通帳、印鑑、納付書が必要)

今年から特別徴収になる方は、10月より天引きが始まります。9月分までは納付書で納付してください。

## 介護保険料減免制度のお知らせ

所得の減少などで保険料の納付が困難な場合、保険料の減免申請ができます。(右表参照)

17年度減免の方も、制度が適用となる場合には申請が必要です。

必要なもの 世帯全員の前年收入及び預貯金額がわかるもの、健康保険証

世帯全員が町民税非課税。
前年収入合計が単身世帯で120万円以下。 2人世帯で160万円以下(以降1人ごと50万円加算)
世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下。
別世帯の市町村民税課税者に扶養されていない。 (税・健康保険)
世帯全員が居住用以外に不動産を所有していない。

申請・詳細 福祉課介護サービス係(「ゆとろ」内・☎23-3029)

## スタンプラリーでまちの魅力を発見しよう

札幌広域圏8市町村(札幌、江別、千歳、恵庭、北広島、石狩、当別、新篠津)の農産物直売所や観光施設、イベントなどを巡る「ふるさとの魅力8見(はっけん)スタンプラリー」が始まりました。スタンプを集めると、抽選で地域の特産品などのプレゼントが当たります。

ぜひ参加してみませんか。

▼開催期間 6月17日(土)~10月15日(日)

▼ガイドブック配布場所 役場企画課・対象市町村公共施設など

▼問合せ 札幌市中央区北1条西1丁目 明治安田生命札幌北一条西ビル3F

札幌広域圏組合事務局(☎011-290-1313 URL <http://www.kouiki.chuo.sapporo.jp>)



## 情報公開

### 17年度情報公開と個人情報保護の利用(開示)状況

#### ▼利用(開示)状況

決定内容	情報公開	個人情報
開示	726件	3件
一部開示	6件	-
不存在	4件	1件

「情報公開制度」は、皆さんの知る権利を、「個人情報保護制度」は、町が保有する個人情報の開示、訂正などを請求する権利を保障しています。

問合せ 総務課総務係 (☎23 - 2330)

#### 自衛官募集説明会

- ▼日時 7月21日(金)17時~
- ▼場所 白樺コミセン(白樺町)
- ▼詳細 江別募集事務所  
(☎011 - 383 - 8955)

## 都市計画

### 事業計画が変更 当別幸町土地区画整理事業

「当別幸町土地区画整理事業」の事業区域が「5.4ha」から「5.7ha」に変更となりました。

- ▼事業計画変更日 5月30日
- ▼事業名称 当別都市計画事業  
当別幸町土地区画整理事業
- ▼施行者の名称 当別町
- ▼事業施行期間  
平成21年3月31日まで
- ▼詳細 都市計画課区画整理係  
(☎23 - 3198)

#### 献血にご協力ください

16~69歳までの健康な方ならどなたでも。

- 日時 7月20日(木)14時~16時
- 場所 ラルズストア(樺戸町)

## 募集

### 募集します 嘱託保健師

- ▼応募資格 満60歳までの保健師の資格を有する方
- ▼募集人数 2名
- ▼勤務期間 10月1日から平成19年3月31日まで
- ▼勤務時間 週29時間以内  
週14時間30分以内(各1名 始業8時45分、終業17時15分)
- ▼勤務先 町総合保健福祉センター「ゆとろ」
- ▼業務内容 健康相談など
- ▼報酬 月額170,700円、月額85,350円
- ▼応募書類 履歴書・免許書の写し・本人の住民票
- ▼応募締切 8月25日(金)まで
- ▼申込・詳細 住民生活課国保年金係(☎23 - 2467)

## 年金

## 読んで得する年金・国保のお話

## 国保

#### 国民年金保険料の免除の段階が増えます

国民年金には、経済的理由で保険料を納めることが困難な場合に、申請による保険料免除制度があります。7月から、従来からの全額免除及び半額免除(2分の1免除)に加え、4分の1免除、及び4分の3免除の新しい段階が加わります。

いずれの段階に該当するかは、前年所得により基準が定められており、被保険者(申請者本人)、被保険者の配偶者及び世帯主の前年所得が、いずれも免除基準額を下回る場合に免除が承認されます。

また、申請者本人の離職により免除基準に該当する場合であっても、配偶者か世帯主のどちらか一人でも前年所得が基準額を上回る場合には免除に該当しません。保険料の免除を受けた期間は、全額納付した時に比べ、受け取る年金額が少なくなります。これらの期間の保険料は、10年以内であれば、追納できます。

免除の承認期間は、7月から翌年6月迄になっていて、申請手続きは役場国保年金係になります。

#### 国民健康保険税の納期が始まります

◇国保税は世帯ごとに決まります。

・国保税は、世帯の所得割、資産割、均等割、平等割で計算し、限度額は、医療分で53万円、介護分で8万円となります。税率は昨年と同様です。

・40歳から64歳までの方は、介護保険料を国保税とともに納めていただきます。

・7月2日以降に40歳の誕生日を迎える方の介護保険料は、追加分として、8月以降に納付書を郵送します。

◇納税に困ったときはご相談ください。

長期の疾病や事業の休止等特別の事情があるときは、国保税の納付についてご相談ください。

納付方法について、一緒に考えていきます。

▼問合せ 住民生活課国保年金係(☎23 - 2467)

- ・役場窓口年金相談日 7月12日(水)・26日(水)  
役場1階 住民生活課国保年金係
- ・年金保険相談所の開設(札幌北社会保険事務所)  
日時 7月20日(木)10時~15時 場所 商工会館